

福井県公害防止条例施行規則の一部改正 新旧対照表
 第一条による改正

新	旧
<p>第五条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書に、その写し一通を添えて行うものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 条例第十九条第三項(条例第三十一条第一項および第三十八条において準用する場合を含む。)の規定による届出 承継届出書(様式第五号)</p> <p>五 十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事故発生の届出を要する施設)</p> <p>第十八条 条例第三十二条第一項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 特定施設</p> <p>二 大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)別表第一に掲げる施設、同令別表第一の二に掲げる施設および同令別表第二に掲げる施設</p> <p>三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第四項に規定する指定施設、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一に掲げる施設および同令第三条の五各号に掲げる施設</p> <p>四 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十一条第一項に規定する汚染土壌処理施設</p> <p>五 ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成十一年政令第四百三十三号)別表第一に掲げる施設および同令別表第二に掲げる施設</p> <p>六 第九条各号に掲げる物質を含む原材料を貯蔵する施設(第三号に規定する施設を除く。)</p> <p>七 前各号に掲げる施設から排出し、または発生する汚水等を処理する施設</p> <p>(汚水等の量の測定を要する特定施設)</p>	<p>第五条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書に、その写し一通を添えて行うものとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 条例第十九条第三項(条例第三十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出 承継届出書(様式第五号)</p> <p>五 十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事故発生の届出を要する施設)</p> <p>第十八条 条例第三十二条第一項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一 特定施設</p> <p>二 大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)別表第一に掲げる施設および同令別表第二に掲げる施設</p> <p>三 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一に掲げる施設および同令第三条の五各号に掲げる施設</p> <p>四 第九条各号に掲げる物質を含む原材料を貯蔵する施設</p> <p>五 前各号に掲げる施設から排出し、または発生する汚水等を処理する施設</p> <p>(汚水等の量の測定を要する特定施設)</p>

第二十条 条例第三十三条の規則で定める特定施設は、ばい煙に係る特定施設ならびに汚水および廃液に係る特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設を設置している工場等に設置されているものを除く。次条において同じ。）とする。

（汚水等の量および濃度等の測定および記録）

第二十一条 条例第三十三条の規定による汚水等の量および濃度等の測定は、規制基準（騒音に係るものを除く。以下この項において同じ。）に定められた事項について、当該規制基準に定める測定方法により行うものとする。ただし、汚水および廃液に係る特定施設については、様式第六号別紙八（様式第七号において様式第六号備考二の例により記入する場合を含む。）により届け出た有害物質について行うものとする。

2 （略）

3 条例第三十三条の規定による測定は六月ごとに一回以上行うものとし、その結果は汚水等記録表（様式第十五号）に記録するものとする。ただし、計量法（平成四年法律第五十一号）第一百七条の登録を受けた者から、当該汚水等記録表に記載すべき事項について証明する旨を記載した同法第一百条の二の証明書の交付を受けた場合（同法第一百七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）にあつては、当該事項の汚水等記録表への記載を省略することができる。

4 前項の測定の結果の記録は、同項の汚水等記録表に加え、当該測定に伴い作成したチャートその他の資料または前項ただし書に定める証明書（計量法第一百七条ただし書に定める者から交付を受けた当該証明書に相当する書面を含む。）を三年間保存するものとする。

（公害防止管理責任者）

第二十二条 条例第三十四条第一項の規則で定める工場等は、常時使用する従業員の数が二十一人以上の工場等であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第一百七号）第二条の特定工場に該当するものを除く。）とする。

第二十条 条例第三十三条の規則で定める特定施設は、ばい煙に係る特定施設ならびに汚水および廃液に係る特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設を設置している工場等に設置されているものを除く。）とする。

（汚水等の量および濃度等の測定および記録）

第二十一条 条例第三十三条の規定による汚水等の量および濃度等の測定は、規制基準に定められた事項について、当該規制基準に定める測定方法により行うものとする。

2 （略）

3 条例第三十三条の規定による測定は六月ごとに一回以上行うものとし、その結果は汚水等記録表（様式第十五号）に記録し、三年間保存しなければならない。

（公害防止管理責任者）

第二十二条 条例第三十四条第一項の規則で定める工場等は、常時使用する従業員の数が二十一人以上の工場等であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第一百七号）第二条の特定工場に該当するものを除く。）とする。

- 一 特定工場
- 二 特定施設を設置している工場等（前号に掲げるものを除く。）
- 三 大気汚染防止法施行令別表第一、別表第一の二もしくは別表第二に掲げる施設、水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設、騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）別表第一に掲げる施設、振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）別表第一に掲げる施設またはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一もしくは別表第二に掲げる施設を設置している工場等（前二号に掲げるものを除く。）

2 （略）

（提出書類の省略）

第三十一条 条例第十三条から第十五条までの規定による届出（以下この条において「特定工場の届出」という。）をしなければならない者は、当該特定工場の届出に係る特定工場に設置している施設について、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、水質汚濁防止法もしくは条例第二十二條から第二十四條までの規定による届出（以下この条において「特定施設の届出」という。）を既に行っている場合または当該特定施設の届出を併せて行う場合において、当該特定工場の届出をする際に添付すべき書類に当該特定施設の届出をする際に提出し、または提出すべき書類と同様の内容のものがあるときは、これを省略することができる。

別表第二（第三条関係）

（略）

備考 重油以外の燃料使用量の重油の重さ（単位は、キログラムとする。）への換算は、次の表の上欄に掲げる燃料の種類区分に応じ同表の中欄に掲げる燃料の量をそれぞれ同表の下欄に掲げる重油の量に置き換えたものに〇・九〇を乗じることにより行うものとする。

- 一 特定工場
- 二 特定施設を設置している工場等（前号に掲げるものを除く。）
- 三 大気汚染防止法施行令別表第一もしくは別表第二に掲げる施設、水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設、騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）別表第一に掲げる施設または振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）別表第一に掲げる施設を設置している工場等（前二号に掲げるものを除く。）

2 （略）

（提出書類の省略）

第三十一条 条例第十三条から第十五条までの規定による届出（以下この条において「特定工場の届出」という。）をしなければならない者は、当該特定工場の届出に係る特定工場に設置している施設について、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）もしくは条例第二十二條から第二十四條までの規定による届出（以下この条において「特定施設の届出」という。）を既に行っている場合または当該特定施設の届出を併せて行う場合において、当該特定工場の届出をする際に添付すべき書類に当該特定施設の届出をする際に提出し、または提出すべき書類と同様の内容のものがあるときは、これを省略することができる。

別表第二（第三条関係）

（略）

備考 重油以外の燃料使用量の重油の重さ（単位は、キログラムとする。）への換算は、次の表の上欄に掲げる燃料の種類区分に応じ同表の中欄に掲げる燃料の量をそれぞれ同表の下欄に掲げる重油の量に置き換えたものに〇・九〇を乗じることにより行うものとする。

燃料の種類	燃料の量	重油の量 (単位リットル)
一～六 (略)	(略)	(略)
七 その他の燃料	一リットル (固体燃料および気体燃料) にあつては、一キログラム)	当該燃料の量一リットル (固体燃料および気体燃料) にあつては、一キログラム) 当たりその発熱量に相当する発熱量を有する重油 (一リットル当たり発熱量四一、四二二キログラム) とする。) の量
注 (略)		

別表第三 (第四条関係)

一 ばい煙に係る特定施設

1 金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉 (こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。) であつて、その規模が次のいずれかに該当するもの

(一)～(二) (略)

(三) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三〇リットル以上であるもの

(四) (略)

2～17 (略)

備考 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

別表第四 (第六条関係)

一 特定工場に係る規制基準

1 ばい煙に係る規制基準

特定工場において排出する硫黄酸化物の量の許容限度は、次の各号に掲げる地域の区分に応じそれぞれ当該各号に定める値とする。

(一) 福井・坂井地域 (福井市 (同市のうち平成十八年一

燃料の種類	燃料の量	重油の量 (単位リットル)
一～六 (略)	(略)	(略)
七 その他の燃料	一リットル (固体燃料および気体燃料) にあつては、一キログラム)	当該燃料の量一リットル (固体燃料および気体燃料) にあつては、一キログラム) 当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油 (一リットル当たり発熱量九、九〇〇キログラム) とする。) の量
注 (略)		

別表第三 (第四条関係)

一 ばい煙に係る特定施設

1 金属の精製または鑄造の用に供する溶解炉 (こしき炉ならびに4および13から15までに掲げるものを除く。) であつて、その規模が次のいずれかに該当するもの

(一)～(二) (略)

(三) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり三〇リットル以上五〇リットル未満であるもの

(四) (略)

2～17 (略)

備考 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

別表第四 (第六条関係)

一 特定工場に係る規制基準

1 ばい煙に係る規制基準

特定工場において排出する硫黄酸化物の量の許容限度は、次の各号に掲げる地域の区分に応じそれぞれ当該各号に定める値とする。

(一) 福井・坂井地域 (福井市 (同市のうち平成十八年一

月三十一日現在における福井市の区域に限る。)、あわ
ら市および坂井市の区域をいう。以下同じ。)、丹南地
域(鯖江市および越前市のうち平成十七年九月三十日
現在における武生市の区域をいう。以下同じ。))および
敦賀地域(敦賀市の区域をいう。以下同じ。))次の(1)
および(2)の式においてそれぞれ算出された値のうちい
ずれか少ない値

(1)
$$Q_1 = a \cdot W_p + r \cdot a \{ (W + W_i)^p - W_p \}$$

(略)

(2)
$$Q_2 = a \cdot \rho \cdot W + b$$

この式において、 Q_2 、 W 、 ρ 、 a および b は、そ
れぞれ次の値を表すものとする。

Q_2 硫黄酸化物の量(温度が摂氏〇度、一気圧の状
態における量に換算した量。単位は、立方メート
ル毎時とする。)

W 特定工場に設置されているすべてのばい煙発
生施設において使用される原料および燃料の通
常の使用量(重油の量に換算した量。単位は、キ
ロリットル毎時とする。)

ρ 特定工場において使用される主たる原料また
は燃料が重油の場合にあつては当該重油の比重、
重油以外の場合にあつては〇・九〇

a および b 次の表の上欄に掲げる W の値の区分
に応じそれぞれ同表の中欄および下欄に掲げる
数値

表(略)

(二) (一)に掲げる地域以外の地域 次の式において算出
された値

$$Q = a \cdot \rho \cdot W + b$$

この式において、 Q 、 W 、 ρ 、 a および b は、そ
れぞれ次の値を表すものとする。

月三十一日現在における福井市の区域に限る。)、あわ
ら市および坂井市の区域をいう。以下同じ。)、丹南地
域(鯖江市および越前市のうち平成十七年九月三十日
現在における武生市の区域をいう。以下同じ。))および
敦賀地域(敦賀市の区域をいう。以下同じ。))次の(1)
および(2)の式においてそれぞれ算出された値のうちい
ずれか少ない値

(1)
$$Q_1 = a \cdot W_p + r \cdot a \{ (W + W_i)^p - W_p \}$$

(略)

(2)
$$Q_2 = a \cdot \rho \cdot W + b$$

この式において、 Q_2 、 W 、 ρ 、 a および b は、そ
れぞれ次の値を表すものとする。

Q_2 硫黄酸化物の量(温度が摂氏〇度、一気圧の状
態における量に換算した量。単位は、立方メート
ル毎時とする。)

W 特定工場に設置されているすべてのばい煙発
生施設において使用される原料および燃料の通
常の使用量(重油の量に換算した量。単位は、キ
ロリットル毎時とする。)

ρ 特定工場において使用される重油の比重(重油
以外の原料および燃料の量を重油の量に換算し
た場合にあつては、〇・九〇)

a および b 次の表の上欄に掲げる W の値の区分
に応じそれぞれ同表の中欄および下欄に掲げる
数値

表(略)

(二) (一)に掲げる地域以外の地域 次の式において算出
された値

$$Q = a \cdot \rho \cdot W + b$$

この式において、 Q 、 W 、 ρ 、 a および b は、そ
れぞれ次の値を表すものとする。

Q 硫黄酸化物の量（温度が摂氏〇度、一気圧の状態における量に換算した量。単位は、立方メートル毎時とする。）

W 特定工場に設置されているすべてのばい煙発生施設において使用される原料および燃料の通常の使用量（重油の量に換算した量。単位は、キロリットル毎時とする。）

ρ 特定工場において使用される主たる原料または燃料が重油の場合にあつては当該重油の比重、重油以外の場合にあつては〇・九〇

a および b 次の表の上欄に掲げるWの値の区分に応じそれぞれ同表の中欄および下欄に掲げる数値

表（略）

備考

一（略）

二（略）

三 硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる方法により算定するものとする。

イ（略）

ロ 規格K二二〇一、規格K二五四一一から二五四一七までまたは規格M八八二三に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z八七六一から八七六一四までに定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定して算定する方法

ハ（略）

四（略）

2（略）

3（略）

一 特定施設または特定施設を設置している工場等に係る規制基準

1 ばい煙に係る規制基準

Q 硫黄酸化物の量（温度が摂氏〇度、一気圧の状態における量に換算した量。単位は、立方メートル毎時とする。）

W 特定工場に設置されているすべてのばい煙発生施設において使用される原料および燃料の通常の使用量（重油の量に換算した量。単位は、キロリットル毎時とする。）

ρ 特定工場において使用される重油の比重（重油以外の原料および燃料の量を重油の量に換算した場合にあつては、〇・九〇）

a および b 次の表の上欄に掲げるWの値の区分に応じそれぞれ同表の中欄および下欄に掲げる数値

表（略）

備考

一（略）

二（略）

三 硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる方法により算定するものとする。

イ（略）

ロ 規格K二二〇一、規格K二五四一または規格M八八二三に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z八七六一または規格Z八七六三に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定して算定する方法

ハ（略）

四（略）

2（略）

3（略）

一 特定施設または特定施設を設置している工場等に係る規制基準

1 ばい煙に係る規制基準

- (二) (略)
- (二) 有害物質に関する規制基準
- (略)
- 備考
- 一 (略)
- 二 (略)

有害物質の種類	測定方法
カドミウムおよびその化合物	規格Z八八〇八に定める方法により採取し、規格K〇〇八三に定める方法により測定する方法
塩素	規格K〇一〇六に定める方法
塩化水素	規格K〇一〇七に定める方法
弗素、弗化水素および弗化珪素	規格K〇一〇五に定める方法
鉛およびその化合物	規格Z八八〇八に定める方法により採取し、規格K〇〇八三に定める方法により測定する方法

三 (略)

2 汚水および廃液に係る規制基準

工場等の種類	有害物質の種類	許容限度
(略)	(略)	(略)
	一・一・ジクロロエチレン	一リットル当たり 一ミリグラム
	(略)	(略)

備考 (略)

3 悪臭に係る規制基準

工場等の種類	許容限度
--------	------

- (二) (略)
- (二) 有害物質に関する規制基準
- (略)
- 備考
- 一 (略)
- 二 (略)

有害物質の種類	測定方法
カドミウムおよびその化合物	規格Z八八〇八に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法またはポーラログラフ法により測定する方法
塩素	規格K〇一〇六に定める方法のうちオルトトリジン法または連続分析法
塩化水素	規格K〇一〇七に定める方法のうちオシアン酸第二水銀法
弗素、弗化水素および弗化珪素	規格K〇一〇五に定める方法のうち吸光光度法
鉛およびその化合物	規格Z八八〇八に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法またはポーラログラフ法により測定する方法

三 (略)

2 汚水および廃液に係る規制基準

工場等の種類	有害物質の種類	許容限度
(略)	(略)	(略)
	一・一・ジクロロエチレン	一リットル当たり 〇・一ミリグラム
	(略)	(略)

備考 (略)

3 悪臭に係る規制基準

工場等の種類	許容限度
--------	------

(略)	(略)
備考	
一 (略)	
二 「臭気指数」とは、気体に係る悪臭の程度に関する値であつて、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成七年環境庁告示第六十三号）に定めるところにより、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値をいう。	
三 (略)	

様式第1号（第5条関係）

(略)		
(略)	公害関係法による届出状況 (該当するものを○で囲む。)	
	大気汚染防止法	第6条第1項・第7条第1項・第8条第1項・第17条の5第1項・第17条の6第1項・第17条の7第1項・第18条第1項・第18条第3項・第18条の2第1項・第18条の6第1項・第18条の6第3項・第18条の7第1項
	水質汚濁防止法	第5条第1項・第5条第2項・第6条第1項・第7条
	(略)	(略)
(略)		

様式第2号（第5条関係）

(略)	
(略)	公害関係法による届出状況 (該当するものを○で囲む。)

(略)	(略)
備考	
一 (略)	
二 「臭気指数」とは、気体に係る悪臭の程度に関する値であつて、臭気指数の算定の方法（平成七年環境庁告示第六十三号）に定めるところにより、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値をいう。	
三 (略)	

様式第1号（第5条関係）

(略)		
(略)	公害関係法による届出状況 (該当するものを○で囲む。)	
	大気汚染防止法	第6条第1項・第7条第1項・第8条第1項・第18条第1項・第18条の2第1項・第18条の6第1項・第18条の7第1項
	水質汚濁防止法	第5条第1項・第6条第1項・第7条
	(略)	(略)
(略)		

様式第2号（第5条関係）

(略)	
(略)	公害関係法による届出状況 (該当するものを○で囲む。)

	大気汚染防止法	第6条第1項・第7条第1項・第8条第1項・ <u>第17条の5第1項・第17条の6第1項・第17条の7第1項</u> ・第18条第1項・ <u>第18条第3項</u> ・第18条の2第1項・第18条の6第1項・ <u>第18条の6第3項</u> ・第18条の7第1項
	水質汚濁防止法	第5条第1項・ <u>第5条第2項</u> ・第6条第1項・第7条
	(略)	(略)
(略)		

様式第5号（第5条関係）
（別紙のとおり）

様式第15号（第21条関係）
（別紙のとおり）

別紙8
（別紙のとおり）

	大気汚染防止法	第6条第1項・第7条第1項・第8条第1項・第18条第1項・第18条の2第1項・第18条の6第1項・第18条の7第1項
	水質汚濁防止法	第5条第1項・第6条第1項・第7条
	(略)	(略)
(略)		

様式第5号（第5条関係）
（略）

様式第15号（第21条関係）
（略）

別紙8
（略）

第二条による改正

改正案	現行
<p>(公害防止管理責任者)</p> <p>第二十二条 条例第三十四条第一項の規則で定める工場等は、常時使用する従業員の数が二十一人以上の工場等であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第二条の特定工場に該当するものを除く。)とする。</p> <p>一 特定工場</p> <p>二 特定施設を設置している工場等(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>三 大気汚染防止法施行令別表第一、別表第一の二もしくは別表第二に掲げる施設、水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設、水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設、騒音規制法施行令(昭和四十三年政令第三百二十四号)別表第一に掲げる施設、振動規制法施行令(昭和五十一年政令第二百八十号)別表第一に掲げる施設またはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一もしくは別表第二に掲げる施設を設置している工場等(前二号に掲げるものを除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第三(第四条関係)</p> <p>一 ばい煙に係る特定施設</p> <p>1 17 (略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>二 汚水および廃液に係る特定施設</p> <p>有害物質(別表第一の二の表に掲げる物質に限る。)を使用し、または排出する施設であつて次に掲げるもの(移動式を含み、水質汚濁防止法第五条第一項、第二項または第三項の規定による届出をしなければならない施設を除く。)</p> <p>1 13 (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>(公害防止管理責任者)</p> <p>第二十二条 条例第三十四条第一項の規則で定める工場等は、常時使用する従業員の数が二十一人以上の工場等であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七号)第二条の特定工場に該当するものを除く。)とする。</p> <p>一 特定工場</p> <p>二 特定施設を設置している工場等(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>三 大気汚染防止法施行令別表第一、別表第一の二もしくは別表第二に掲げる施設、水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる施設、騒音規制法施行令(昭和四十三年政令第三百二十四号)別表第一に掲げる施設、振動規制法施行令(昭和五十一年政令第二百八十号)別表第一に掲げる施設またはダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第一もしくは別表第二に掲げる施設を設置している工場等(前二号に掲げるものを除く。)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第三(第四条関係)</p> <p>一 ばい煙に係る特定施設</p> <p>1 17 (略)</p> <p>備考 (略)</p> <p>二 汚水および廃液に係る特定施設</p> <p>有害物質(別表第一の二の表に掲げる物質に限る。)を使用し、または排出する施設であつて次に掲げるもの(移動式を含み、水質汚濁防止法第五条第一項または第二項の規定による届出をしなければならない施設を除く。)</p> <p>1 13 (略)</p> <p>三 (略)</p>

四 (塗)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(略)		
(略)	公害関係法による届出状況 (該当するものを○で囲む。)	
	(略)	(略)
	水質汚濁 防止法	第 5 条第 1 項・第 5 条第 2 項・ 第 5 条第 3 項・第 6 条第 1 項・ 第 7 条
	(略)	(略)
(略)		

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(略)		
(略)	公害関係法による届出状況 (該当するものを○で囲む。)	
	(略)	(略)
	水質汚濁 防止法	第 5 条第 1 項・第 5 条第 2 項・ 第 5 条第 3 項・第 6 条第 1 項・ 第 7 条
	(略)	(略)
(略)		

四 (塗)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(略)		
(略)	公害関係法による届出状況 (該当するものを○で囲む。)	
	(略)	(略)
	水質汚濁 防止法	第 5 条第 1 項・第 5 条第 2 項・ 第 6 条第 1 項・第 7 条
	(略)	(略)
(略)		

様式第 2 号 (第 5 条関係)

(略)		
(略)	公害関係法による届出状況 (該当するものを○で囲む。)	
	(略)	(略)
	水質汚濁 防止法	第 5 条第 1 項・第 5 条第 2 項・ 第 6 条第 1 項・第 7 条
	(略)	(略)
(略)		